

業 務 概 要

平 成 2 1 年 度
(平成20年度実績)

秋 田 県 食 肉 衛 生 検 査 所

ま え が き

当所は北鹿食肉流通センターの開設に合わせ、平成8年4月に北部食肉衛生検査所として業務を開始しております。その後の市町村合併により中央食肉衛生検査所が秋田市に移管されたことに伴い、平成17年1月から食肉衛生検査所と名称を変え5年目を迎えたところです。

この間、食品の安全にかかわる問題が相次いで発生しており、昨年も中国産冷凍餃子による健康被害の発生や非食用米の食用への転用、産地偽装など、食品業界の信頼を揺るがす事件が続発しております。

当所では、県が年度ごとに定める秋田県食品衛生監視指導計画に基づき、安全で安心な食肉・食鳥肉を確保するため、疾病排除のための検査はもとより、残留動物用医薬品等検査、TSE検査及び特定部位の適切な除去・保管・焼却に関する監視指導、と畜場や食鳥処理施設の監視指導等を行っております。

北鹿食肉流通センターでは昨年、新たなSPF豚農場からの出荷に対応するため施設・設備の改修を行い、処理工程を一部変更し1日の豚処理頭数を50頭増やし650頭としたところです。これにより、ここ数年減少していた処理頭数も増加に転じ、その約7割をSPF豚が占め、有病率は50パーセント以下となっております。

搬入豚の疾病が少ないとはいえ、より衛生的で安全な食肉を提供していくためには解体処理工程でのと体への微生物汚染を少なくしていくことが重要であり、このためにはと畜場設置者や作業従事者の施設設備の衛生管理及び解体処理工程での衛生的処理に関する自主管理がより重要と考えます。当所ではこれらに対する助言や監視指導等をこれまで以上に重視していくこととしております。

職員一同、今まで以上に安全で安心な食肉・食鳥肉の提供に向けて努力する所存ですので、今後とも変わらぬ御指導、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

ここに平成20年度の業務概要をとりまとめましたので御高覧いただければ幸いです。

目 次

第1章 総 説

1	食肉衛生検査所の沿革	3
2	組織機構	4
3	職員構成	4
4	食肉衛生検査所の業務	5
5	と畜検査のフローシート	5
6	食肉衛生検査所長委任事項	6
7	食肉衛生検査所の概要	7
8	と畜場の概要	8
9	と畜検査関係手数料	8
10	証明書交付件数	9
11	食鳥処理事業許可等	9

第2章 と畜検査

1	獣畜別・月別と畜検査頭数	10
2	と畜検査の結果に基づく措置状況	11
3	病類別疾病発現状況	13
4	精密検査実施状況	17
5	残留有害物質モニタリング検査	19
6	TSEスクリーニング検査	21

第3章 食鳥検査

1	食鳥処理場	22
2	食鳥処理状況	26
3	精密検査実施状況	28
4	残留有害物質モニタリング検査	30

第4章 衛生指導

1	施設等の監視指導	3 2
2	細菌汚染調査（ふき取り検査等）	3 3
3	特別監視事業	3 3
4	衛生講習会等の実施状況	3 3
5	情報還元について	3 4
6	食鳥処理施設の監視指導	3 4

第5章 調査研究

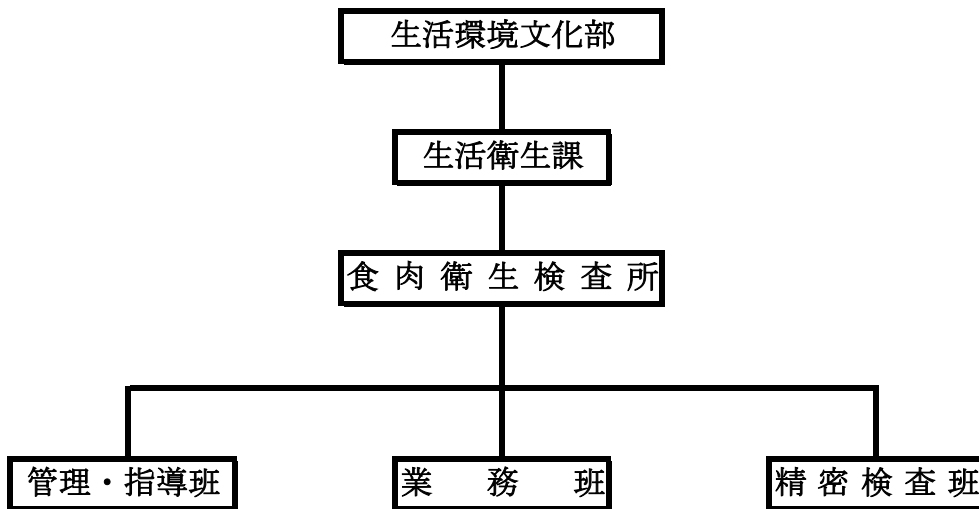
1	と畜場における豚のサルモネラ汚染実態調査について	3 5
2	食鳥処理場施設における比内地鶏の細菌調査について	3 8
3	食鳥検査の特例（確認規程による確認）に関する一考察	3 9

第1章 総説

1. 食肉衛生検査所の沿革

年 月 日	事 項
昭 51. 3.	第 4 次秋田県総合発展計画の中で、食肉衛生検査所の設置が明示された。
平 3. 2.	秋田県新総合発展計画で、県北地区に食肉衛生検査所の設置が明示された。
平 8. 3. 15	鹿角市八幡平字川部内川原 62 番地 1 に北部食肉衛生検査所庁舎が竣工した。 敷地面積 1,461.04m ² (北鹿食肉流通センター敷地内) 建 物 木造平屋建 581.985m ² 総事業費 286,994 千円
平 8. 4. 1	秋田県行政機関設置条例の一部改正によって秋田県北部食肉衛生検査所が設置され、と畜に関する業務、食鳥処理に関する業務の一部(食鳥検査等)を分掌することとなった。 所管区域 鹿角市・大館市・能代市・鹿角郡・北秋田郡・山本郡 管轄と畜場 北鹿食肉流通センター
平 12. 4. 1	鹿角市・大館市・能代市・鹿角郡・北秋田郡・山本郡の食鳥処理に関する業務のすべてが委任された。 秋田県行政組織規則及び秋田県事務決裁規程の一部改正により地方機関に班制が導入され、管理・業務班、精密検査班が設置された。
平 13. 12. 6	BSE エライザ検査のための BSE 検査室が整備された。
平 17. 1. 11	中央食肉衛生検査所の廃止に伴い、秋田県食肉衛生検査所に名称を変更した。 秋田市を除く県内全域の食鳥処理に関する業務が委任された。
平 19. 4. 1	と畜場等の衛生管理・指導を強化する目的で新たに管理・指導班を設置し、業務班、精密検査班との 3 班体制となった。
平 20. 1. 30	北鹿食肉流通センターの設置許可の条件が改定され、1 日の処理頭数が 600 頭から 650 頭(豚換算)に増頭となった。
平 20. 4. 1	認定小規模食鳥処理場であった比内地鶏処理場の確認規程の廃止に伴い、当所職員による食鳥検査が開始された。

2 組織機構 (平成21年4月1日現在)



3 職員構成 (平成21年4月1日現在)

	職員数	内 訳		
		管理・指導班	業務班	精密検査班
所長	1			
主幹(兼)班長	3	1	1	1
主幹	1	1		
副主幹	5	2 [○]	2	1
主任査査	3	1	1	1
主任	1			1
非常勤職員	2		1	他1
臨時職員	1	他1		
計	17	6 (事1他1)	5	5 (他1)

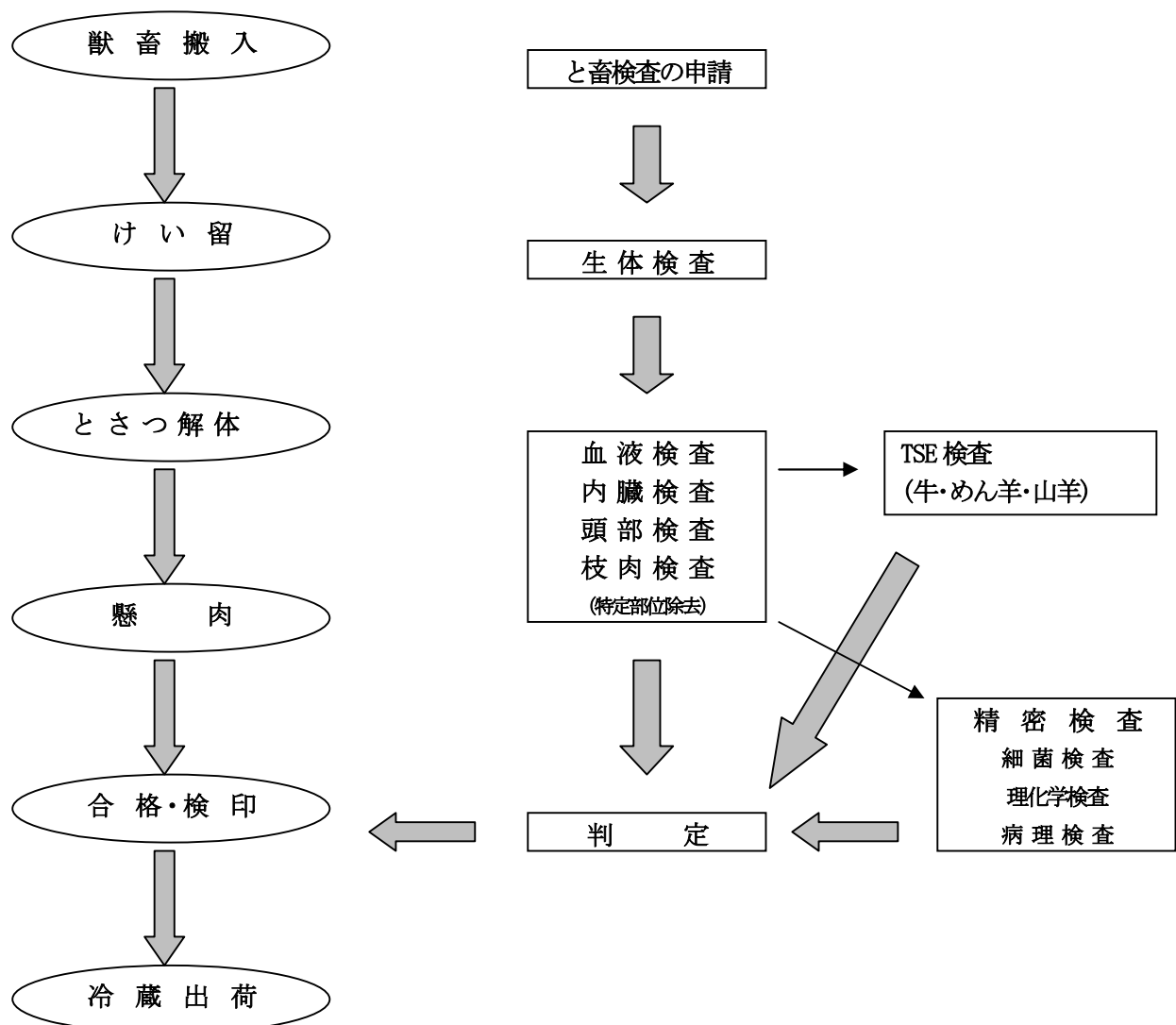
○印は事務吏員で内数、他はその他、特に記載のないものは獣医師

4 食肉衛生検査所の業務

食肉衛生検査所は主としてと畜及び食鳥検査に関する事務を所管する行政機関で、業務のあらまは次のとおりである。

- (1) 食用に供する獣畜及び食鳥等の衛生的検査（と畜及び食鳥検査）に関すること。
- (2) と畜場の衛生保持に関すること。
- (3) と畜作業における衛生の保持に関すること。
- (4) 食肉及び食鳥肉等の衛生統計に関すること。
- (5) 食肉及び食鳥肉等の衛生に係わる調査研究に関すること。
- (6) と畜場及び食鳥処理場内における食品衛生に関すること。

5 と畜検査フローシート

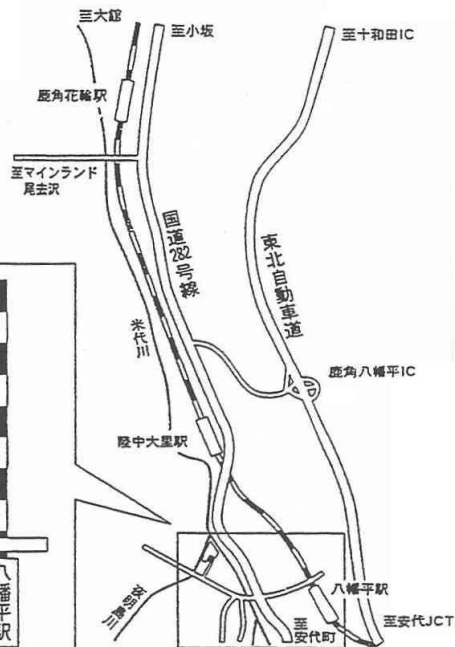
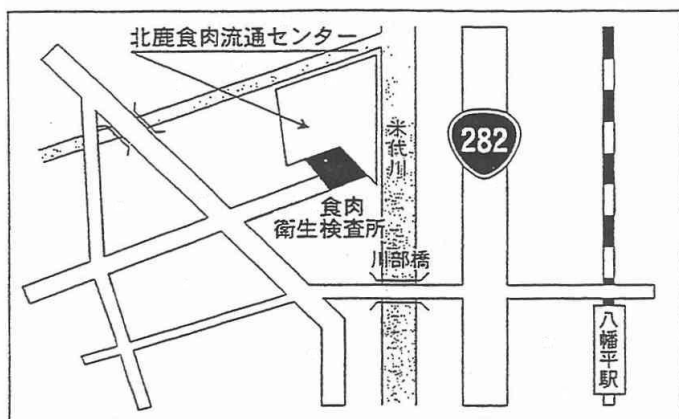


6 食肉衛生検査所長委任事項

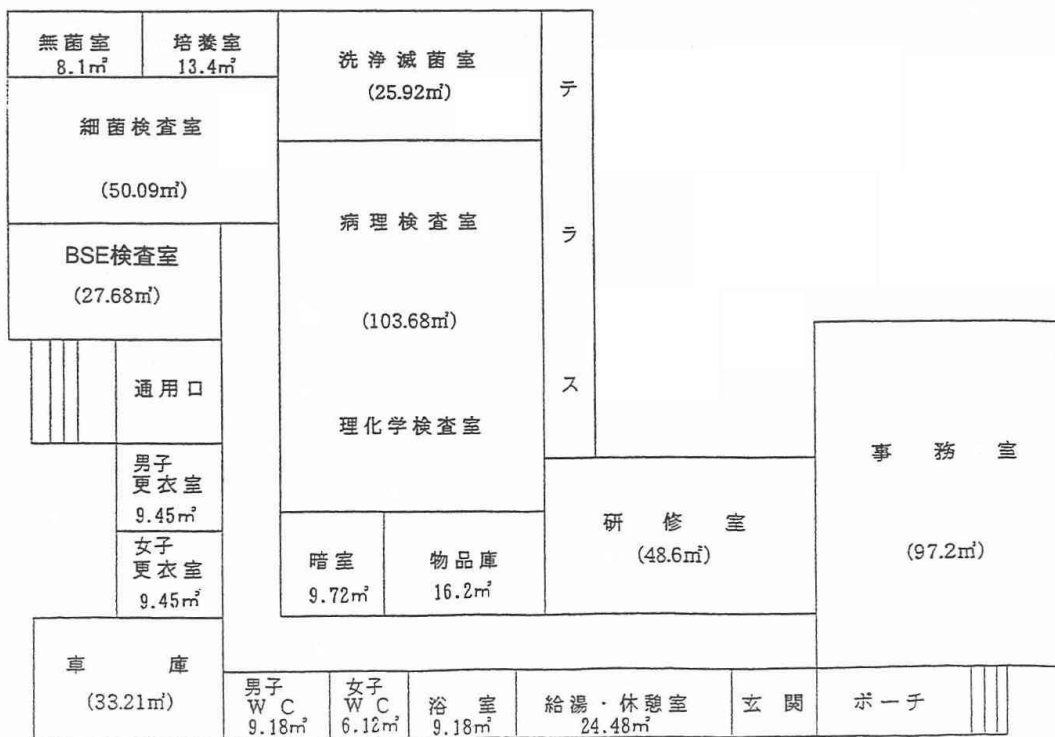
事務の種類	内 容	
「と畜場法」に関する事務	第7条第6項	衛生管理者等に係る届出の受理
	第13条第1項第1号	獣畜のと殺又は解体に係る届出の受理
	第13条第3項	獣畜のと殺又は解体に係る指示
	第14条第1項～第4項	獣畜のと殺又は解体の検査
	第16条	と殺解体等の禁止等の措置の執行
	第17条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第18条第2項	業務の停止等
「と畜場法施行令」に関する事務	第4条第2号	と畜場以外の場所での獣畜のと殺の許可
	第5条第1項第1号～第3号	と畜場外への持ち出しの禁止の特例許可
	第9条	検印の押印
「食品衛生法」に関する事務	第28条第1項	報告の要求、臨検検査及び収去
	第30条第2項	監視及び指導
	第54条	食品等の廃棄及び措置の命令
「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に関する事務	第3条	食鳥処理の事業の許可
	第6条第1項	構造又は設備の変更の許可
	第6条第3項	申請事項等の変更の届出の受理
	第7条第2項	食鳥処理業者の地位の承継の届出の受理
	第8条	事業の許可の取り消し等
	第9条	食鳥処理場の整備改善の命令等
	第12条第6項	食鳥処理衛生管理者の配置等の届出の受理
	第13条	食鳥処理衛生管理者の解任の命令
	第14条	食鳥処理場の休廃止等の届出の受理
	第15条第1項～第3項	食鳥の検査
	第16条第1項	認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定
	第16条第2項	認定小規模食鳥処理業者の確認規程の変更の認定
	第16条第6項	認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任の命令
	第16条第7項	認定小規模食鳥処理業者確認の状況の報告受理
	第16条第9項	認定小規模食鳥処理業者に対する確認規程に関する指導及び助言
	第17条第1項第4号	食肉販売業者の届出の受理
	第20条	廃棄等の措置の命令
	第37条第1項	報告の徴収
第38条第1項	立入検査等	

7 食肉衛生検査所の概要

所在地 鹿角市八幡平字川部内川原62-1
 敷地面積 1,461.04㎡
 建築構造 木造平屋建
 建築面積 581.985㎡



「平面図」



8 と畜場の概要

(平成21年4月1日現在)

名 称	北鹿食肉流通センター
と畜場番号	3
所在地	鹿角市八幡平字外川原31番地1
設置者	株式会社 ミートランド 代表取締役 菅原俊二
設置許可	平成8年3月1日 指令環-1658
と殺解体能力	豚換算 650頭/日
枝肉冷蔵能力	豚換算 1,026頭
部分肉加工能力	豚換算 589頭/日
部分肉保管能力	豚換算 1,300頭
汚水浄化装置能力	嫌気好気二段酸化方式活性汚泥法 780m ³ /日
汚泥焼却能力	370kg/hr
廃棄物焼却力	120kg/hr

注：豚換算は牛及び馬（1年以上）の各1頭を3頭として換算。

9 と畜検査関係手数料

(平成21年4月1日現在)

種別	区 別		一件の手数料	適 用
と畜検査 手数料	牛	生後1年以上	1,200円	平成15年4月1日施行
		生後1ヶ月以上1年未満	700円	〃
		生後1ヶ月未満	400円	〃
	馬	生後1年以上	1,200円	〃
		生後1年未満	700円	〃
		豚		400円
	めん羊・山羊		250円	〃
食鳥検査 手数料	食鳥		5円	平成12年4月1日施行
文書料	証明書	1通につき	730円	平成9年4月1日改正
		2通目以上は1通増すごと	200円	昭和61年4月1日改正

1 0 証明書交付件数

(平20年4月1日～平21年3月31日)

交付件数	25
2通目以上の交付件数	0
計	25

1 1 食鳥処理事業許可等

(平20年4月1日～平21年3月31日)

区 分	取扱数	新 規	変 更
食鳥処理事業許可	0	0	0
食鳥処理確認規程	0	0	0

第2章 と 畜 検 査

1 獣畜別・月別と畜検査頭数

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

月	畜種 牛	とく		馬		豚	めん羊	山羊	計	豚換算による頭数
		1ヶ月以上	1ヶ月未満	1年以上	1年未満					
4	4			1		9,953	5	1	9,964	9,974
5	4					9,591	6		9,601	9,609
6	4					9,194	10		9,208	9,216
7	6			1		10,641			10,648	10,662
8	2					9,674			9,676	9,680
9	4					10,857			10,861	10,869
10	2			1		12,161			12,164	12,170
11	1					10,214			10,215	10,217
12	5					12,508			12,513	12,523
1	1					11,639			11,640	11,642
2	1					10,898			10,899	10,901
3						11,715			11,715	11,715
計	34			3		129,045	21	1	129,104	129,178
前年度	54			14		124,172	31	3	124,274	124,410
18年度	67			24		126,261	39		126,391	126,573
17年度	79			31		126,017	47		126,174	126,394

注：豚換算は牛及び馬（1年以上）の各1頭を3頭として換算。

※ 開場日数：245日（内臨時開設：2日）

2 と畜検査の結果に基づく措置状況

畜種	検査頭数	措置区分	処分実頭数	検査頭数に対する 処分実頭数の割合 (%)	疾 病 別													
					細 菌 病								ウイルス リケッチア 病		原虫病			
					炭 そ	豚 毒	サル モ ネ ラ 病	結 核 病	ブ ル セ ラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 コ レ ラ	そ の 他	ト キ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他		
牛	34	と殺禁止																
		全部廃棄	2	5.9														
		一部廃棄	15	44.1														
とく		と殺禁止																
		全部廃棄																
		一部廃棄																
馬	3	と殺禁止																
		全部廃棄																
		一部廃棄																
豚	129,045	と殺禁止																
		全部廃棄	575	0.4														
		一部廃棄	60,370	46.8														
めん羊	21	と殺禁止																
		全部廃棄																
		一部廃棄	2	9.5														
山羊	1	と殺禁止																
		全部廃棄																
		一部廃棄	1	100.0														
計	129,104	と殺禁止																
		全部廃棄	577	0.4														
		一部廃棄	60,388	46.8														

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

処 分 件 数

寄生虫病			そ の 他 の 疾 病											計	
の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中	よ	炎	炎	変		そ
う	ス	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍	毒	る	症	症	性	の	
虫	ト	他	症	症	症				諸	汚	産	ま	又	他	
病	マ								症	染	物	た	は		
	病										に	は	萎		
													縮		
							1				1				2
	1	1					1				13	3	8		27
			348	56	3	2	126	1			38		1	575	
							1,359	6			55,608	3,250	6,521	66,744	
			348	56	3	2	127	1			39		1	577	
	1	1					1,360	6			55,624	3,253	6,529	66,774	

3 病類別疾病発現状況

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

畜種		牛	とく	馬	子馬	豚	めん羊	山羊
検査頭数		34		3		129,045	21	1
と殺禁止・全部廃棄対象疾病	膿毒症					348		
	敗血症					56		
	尿毒症					3		
	黄疸(高度)					2		
	水腫(高度)	1				126		
	腫瘍(全身性)					1		
	炎症(全身性)	1				38		
	筋肉変性(全身性)							
	熱性諸症							
	豚丹毒							
白血病					1			
小計		2				575		
消化器系	腹膜炎	2				6,182		
	小腸炎	3				796		
	大腸炎					333		
	腸炎	1				1,228		
	胃炎	1				7		
	胃潰瘍							
	直腸狭窄					50		
	腸気泡症					5		
	メッケル憩室							
	直腸脱					1		
	腸管膜リンパ囊腫					2		
	腸重積							
	腸間膜脂肪水腫					68		
	その他大腸							
	その他小腸					1		
	間質性肝炎					5,607	2	
	肝包膜炎	1				7,754	1	1
	実質性肝炎	1				46		
	肝硬変					8		
	脂肪肝					929		
肝変性					2,220			
肝壊死	1				2			
髓外造血遺残					8			
鋸屑肝								
肝富脈斑	1							

畜 種		牛	とく	馬	子馬	豚	めん羊	山羊
	肝 の う 胞					4		
	肝 出 血					72		
	肝 う っ 血					55		
	肝 奇 形					9		
	そ の 他 肝					1		
	胆 管 炎							
	胆 管 結 石							
	横 隔 膜 ヘルニア					32		
	膵 炎					2		
	膵 周 囲 水 腫					23		
	膵 壊 死							
	そ の 他 膵 臓					1		
そ の 他 食 道					1			
小 計	11				25,447	3	1	
循 環 器 系	心 外 膜 炎	1				4,136		1
	心 内 膜 炎					9		
	心 筋 炎					1		
	心 弁 膜 炎					18		
	心 冠 脂 肪 水 腫					193		
	心 弁 膜 血 腫					135		
	心 肥 大					102		
	心 筋 梗 塞					3		
	心 内 膜 出 血					3		
	心 外 膜 出 血							
	心 筋 出 血					1		
	心 筋 繊 維 化					2		
	心 筋 壊 死							
	心 筋 変 性					3		
	そ の 他 心 臓							
	脾 出 血 性 梗 塞					55		
	脾 結 節 性 増 生					1		
	巨 脾 症							
	脾 出 血							
	脾 捻 転					9		
脾 血 腫					2			
脾 萎 縮								
脾 う っ 血					5			
そ の 他 脾								
小 計	1				4,678		1	
呼 吸 器 系	肺 炎	2				34,640	2	
	胸 膜 炎	3				22,629		
	肺 水 腫					196		
	肺 出 血					1		
	肺 気 腫					1		

畜種	牛	とく	馬	子馬	豚	めん羊	山羊
その他肺					2		
小計	5				57,469	2	
泌尿器・生殖器系	腎炎	1			5,687		
	腎盂腎炎				19		
	腎萎縮				29		
	腎周囲脂肪水腫				18		
	腎のう胞				1,447		
	腎周囲脂肪変性				5		
	腎梗塞				209		
	腎結石						
	腎欠損				12		
	遊走腎				5		
	腎低形成				21		
	腎出血				30		
	腎盂拡張				322		
	その他腎						
	膀胱炎	1			226		
	膀胱結石	1			26		
	尿管水腫				200		
	その他尿道				46		
	陰睾				34		
	陰嚢ヘルニア				3		
	その他生殖器				124		
	子宮内膜炎				24		
	子宮蓄膿症				3		
	卵巣のう腫				9		
	膣脱				1		
	半陰陽				3		
	妊娠子宮	2			5		
産後子宮				3			
子宮脱							
卵巣血腫				1			
その他子宮				2			
小計	5				8,514		
運動器系	筋炎				215		
	筋変性				104		
	筋間水腫	1			137		
	筋出血				524		
	筋壊死				2		
	その他筋				4		
	関節炎	1			1,399		
	骨折				300		
	脱臼				2		
	脊柱変形症				13		

畜種	牛	とく	馬	子馬	豚	めん羊	山羊
その他骨・軟骨					200		
小計	2				2,900		
皮膚系	皮膚炎				2		
	乳腺炎				1		
	皮下水腫				583		
	皮下出血				1,926		
	褥瘡						
	火傷						
	その他皮膚				4		
小計					2,516		
寄生虫病	肝蛭症	1					
	肝ジストマ						
	馬蠅幼虫						
	馬円虫						
小計	1						
腫瘍	腎臓腫瘍				2		
	脾臓腫瘍				1		
	筋肉腫瘍				1		
	頭部腫瘍				2		
	リンパ肉腫				5		
小計					11		
その他	抗酸菌症				90		
	脂肪壊死				1		
	異所化骨				119		
	異所骨形成				19		
	黄疸（軽度）				4		
	メラノーシス				4		
	リポフスチン沈着症				2		
	アミロイド変性						
	ヘルニア				638		
	頭部外傷				7		
	その他頭				46		
	外傷				80		
膿瘍	3				3,511		
小計	3				4,521		
一部廃棄小計	28				106,056	5	2
合計	30				106,631	5	2

4 精密検査実施状況

イ. 豚

病症名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫原虫検査	残留抗菌性検査	その他	精密検査合計	措置（実頭数）			
		直接鏡検査	一般培養	同定	その他	血液検査	細胞診	組織検査	その他	血液検査	尿検査	その他					合格	と殺禁止	全部廃棄	一部廃棄
尿毒症	3									7		1				8			3	
敗血症	5	10	56	55			4	7								132			5	
全身性の炎症	2									1		2				3			2	
腎嚢胞	1									2		1				3				1
リンパ肉腫	1							12								12				1
関節炎	4	12	38													50				4
高度の黄疸	2									3						3			2	
腎炎	8	1	2	18						13						34				8
メラノーシス	1							6								6				1
胆嚢上皮過形成	1							2								2				1
豚白血病	1						7	42								49			1	
間細胞腫	1						14	40		5						59			1	
好酸球性筋炎	1							4								4				1
腎芽腫	1							7								7				1
肝類洞拡張	1							2								2				1
心筋炎	1							6								6				1
腎リンパ肉腫	1							6								6				1
計	35	23	96	73	0	0	25	134	0	31	0	4	0	0	0	386	0	0	14	21

ロ. 牛

病症名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫原虫検査	残留抗菌性検査	その他	精密検査合計	措置（実頭数）			
		直接鏡検査	一般培養	同定	その他	血液検査	細胞診	組織検査	その他	血液検査	尿検査	その他					合格	と殺禁止	全部廃棄	一部廃棄
全身性の炎症	1									5						5			1	
高度の黄疸	1									7						7			1	
計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	12	0	0	2	0

ニ. 調査研究

調査研究名	検体数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫原虫検査	残留抗菌性検査	その他の	精密検査合計	備考
		直接鏡検	一般培養	同定	その他	血液検査	細胞診	組織検査	その他	血液検査	尿検査	その他					
豚枝肉のサルモネラ汚染状況調査	70		879	591												1,470	
																0	
計	70	0	879	591	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,470	

ホ. 衛生指導関係

調査研究名	検体数	細菌検査				その他の	精密検査合計	備考
		直接鏡検	一般培養	同定	その他			
豚枝肉拭き取り調査	40		160			160		
牛枝肉拭き取り調査	9		36			36		
牛EHEC保菌調査	4		8		8	16		
牛枝肉のGFAP残留量調査	9				18	18		
計	62		204		26	230		

5 残留有害物質モニタリング検査（結果総括）

物質別	畜種	牛	豚	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度
抗生物質	検体数	3	20	23	25	52	63	53	49
	陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
テトラサイクリン類	検体数	2	5	7	7	7	8	14	0
	陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
スピラマイシン	検体数	2	5	7	7	7	7	14	0
	陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
合成抗菌剤	検体数	3	20	23	25	25	25	10	8
	陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
イベルメクチン	検体数	0	5	5	6	7	7	10	8
	陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
フルベンダゾール	検体数	0	5	5	5	5	5	10	8
	陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
チアベンダゾール	検体数	2	5	7	7	7	7	10	8
	陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0

注釈

- 1) 検体数：検査実頭数
- 2) 抗生物質：簡易検査法による系統別分析
(テトラサイクリン系、ペニシリン系、アミノグリコシド系、マクロライド系)
- 3) 抗生物質以外：高速液体クロマトグラフィー使用による個別分析

※平成15年度は、すべて豚の検査結果。

残留有害物質モニタリング検査（内訳）

年度別		20年度		19年度		18年度		17年度	
畜	種	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚
抗生物質		6	40	10	40	10	94	10	116
テトラサイクリン類		6	15	6	15	6	15	9	15
スピラマイシン		6	15	6	15	6	15	6	15
合成 抗菌 剤	スルファメラジン	6	40	10	40	15	46	10	40
	スルファジアジン	6	40	10	40	15	46		
	スルファジミジン	6	40	10	40	15	46	15	60
	スルファモノメトキシ	6	40	10	40	15	46	10	40
	スルファジメトキシ	6	40	10	40	15	46	10	40
	スルファキノキサリン	6		10		15		10	40
	スルファメトキサゾール		40		40		46		
	スルファメトキシピリダジン		40		40		46		
	オキシリン酸	6	40	10	40	15	46	10	40
	チアンフェニコール	6	40	10	40	15	46	10	40
	ジフラゾン							10	40
	フラゾリドン							10	40
	オルメトプリム	6	40	10	40		46	10	40
	トリメトプリム	6	40	10	40		46	10	40
	ピリメタミン		40		40		46	10	40
	カルバドックス		10		10		5	0	0
フルベンダゾール			15		10		10		10
チアベンダゾール		6	15	6	15	6	15	6	15
イベルメクチン			5	2	4	2	5	2	5
検査件数合計		84	595	130	589	150	711	158	676

注釈

- 1) 数 値：検査件数
- 2) 検査部位：抗生物質、合成抗菌剤（筋肉、腎臓）
イベルメクチン（肝臓）
その他（筋肉・腎臓・肝臓）

6 TSEスクリーニング検査

平成19年2月26日に改正された「伝達性海綿状脳症検査実施要領」に基づき、牛34頭、めん羊21頭について、TSEスクリーニング検査を実施したが、すべて陰性であった。

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

月 別	畜 種			めん羊 検査頭数	山羊 検査頭数
	牛				
	21ヶ月齢以上	21ヶ月齢未満	検査頭数計		
4	4		4	5	
5	4		4	6	
6	4		4	10	
7	6		6		
8	2		2		
9	4		4		
10	2		2		
11		1	1		
12	1	4	5		
1	1		1		
2	1		1		
3			0		
合 計	29	5	34	21	0
前年度	45	9	54	31	3
18年度	59	8	67	39	0
17年度	58	21	79	1	0

※めん羊は、平成17年10月1日から12ヶ月齢以上のものについて実施。

第3章 食鳥検査

1 食鳥処理場

(1) 食鳥処理場

(平成21年4月1日現在)

No.	名称	所在地	平成20年度 検査羽数	処理形態
1	比内地鶏処理場	大館市比内町大葛字芦内口道下69	286,683	イ、ロ

*処理形態（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五項）

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

(2) 認定小規模食鳥処理場

(平成21年4月1日現在)

No.	名称	所在地	平成20年度 確認羽数	処理形態
1	黎明舎種鶏場 (本社)	大館市御成町4-8-13	1,520	口
2	黎明舎種鶏場 (第二農場)	大館市積迦内字台野道上54	1,520	イ
3	山岡精肉店	大館市桂城46	3,345	口
4	(有)大館養鶏	大館市池内字田中270	74,527	イ、口
5	矢立育成園	大館市白沢字白沢851	6,224	〃
6	秋田三鶏実業	大館市雪沢檜の木岱72-3	31,743	〃
7	高橋養鶏	鹿角市八幡平字上堰74	2,966	〃
8	愛生園	北秋田市上杉字金沢246	1,069	〃
9	J Aあきた北央比内地鶏製品製造施設	北秋田市川井字漣岱72	209,553	〃
10	(有)秋田高原フード	北秋田市米内沢字大野岱77-4	33,069	〃
11	森田畜産	山本郡三種町豊岡金田字石持111	1,553	〃
12	大倉食鳥処理場	能代市朴瀬字藤切台210	4,041	〃
13	舛屋養鶏	能代市常盤字小屋見沢72	1,337	〃
14	(有)安保農場	山本郡三種町志戸橋字割道464-2	12,013	イ
15	(有)安保農場食品 加工場	能代市河戸川南後田95-1	12,013	口
16	児玉畜産	山本郡三種町鹿渡字長信田家後3-1	1,816	イ、口
17	池内鶏肉処理場	山本郡三種町森岳字山口6-2	1,150	〃
18	工藤食鳥処理場	能代市二ツ井町飛根字富根68-6	690	イ、口
19	田村の地どり	山本郡三種町森岳字木戸沢199-52	152	〃

No.	名 称	所在地	平成 2 0 年 度 確 認 羽 数	処理形態
20	比内どり食品有限 会社	南秋田郡井川町坂本字飛塚 2 3	118,082	イ、ロ
21	社会福祉法人 男 鹿更正会	男鹿市男鹿中滝川字寒風山横通 1 2 4	1,693	〃
22	八郎潟町マガモ生 産組合	南秋田郡八郎潟町字川口 4 3 1 - 2 0	485	〃
23	大潟村あいがも加 工場	南秋田郡大潟村字南 1 丁目 3 9	174	〃
24	株式会社 ふるさ と食品	男鹿市北浦北浦字忍田 4 7	250	〃
25	門間精肉店	南秋田郡五城目町上樋口字中川原 6 9 - 4	0	ロ
26	菅生精肉店	南秋田郡五城目町字鶴ノ木 1 5 - 1 6	0	〃
27	湊精肉店	南秋田郡井川町坂本字山崎 6 2 - 1	0	〃
28	長谷山食鳥処理場	由利本荘市東由利黒淵字山ノ下 3	1,155	イ、ロ
29	伊藤鶏肉店	由利本荘市中堅町 7 - 1 4	2,412	〃
30	有限会社須田商事 食鳥処理場	由利本荘市川口字八幡前 7 3 - 1	51	〃
31	秋田県心身障害者 コロニー	由利本荘市西目町出戸字孫七山 3 - 2	2,545	〃
32	桜将ファーム	にかほ市象潟町横岡字色田 6 8	773	〃
33	嶋田牧場食鳥処理 場	大仙市南外字上巢の沢 1 5 4	3,598	〃
34	三和精肉店	仙北郡美郷町鑓田字庚塚 3 8	4,990	〃
35	(株) 田園食鳥処 理場	横手市雄物川町東里字松木 9 3 - 2	12,134	〃
36	(有) 肉の加納	湯沢市杉沢字野々沢 1 4 3 - 2	0	ロ

*処理形態（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五項）
イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。
ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

(3) 処理形態別一覧

(平成21年4月1日現在)

所在地 (管轄保健所区分)	処理形態			小計
	イ	ロ	イ及びロ	
大 館	1	2	5	8
北 秋 田			3	3
能 代	1	1	7	9
秋 田 中 央		3	5	8
由 利 本 荘			5	5
大 仙			2	2
横 手			1	1
湯 沢		1		1
合 計	2	7	28	37

* 処理形態（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号）

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

(4) 処分等措置状況

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

	施設数	立入検査	指導・助言	許可	休止	廃止	再開	処分件数					告発件数		
								事業許可取消命令	禁止命令	停止命令	整備改善命令	その他	無許可事業	その他	
今年度	37	45	27	0	4	0									
前年度	37	83	12	2	4	1									

(5) 食鳥処理衛生管理者設置状況

(平成21年4月1日現在)

	獣医師	大学・旧制大学又は旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者		指定養成施設を修了した者	指定講習会を修了した者	新規取得者数	計
		獣医学	畜産学				
食鳥処理衛生管理者	2		1		77	1	80
前年度	1		1		78	5	80

2 食鳥処理状況

(1) 食鳥検査羽数及び検査の結果に基づく措置状況

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

項目		種類	ブロイラー		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
検査羽数			286,683		
措置区分			0	420	1,754
ウイルス・クラミジア	鶏痘				
	伝染性気管支炎				
	伝染性喉頭気管炎				
	ニューカッスル病				
	鶏白血病				
	封入体肝炎				
	マレック病				
	その他				
細菌	大腸菌症			270	
	伝染症コリーザ				
	サルモネラ症				
	ブドウ球菌症				
	その他				
その他	毒血病				
	膿毒症				
	敗血症				
	真菌症				
	原虫病（トキソプラズマ病を除く）				
	寄生虫病				
	変性			1	11
	尿酸塩沈着症				
	水腫				
	腹水症			10	
	出血				1572
	炎症			3	31
	萎縮				
	腫瘍			27	
	臓器の異常な形等				
	異常体温				
	黄疸				
外傷				139	
中毒諸症					
削瘦及び発育不良			104		
放血不良			4		
湯漬過度					
その他			1	1	

※ 開場日数：285日

(2) 食鳥確認羽数及び確認の結果に基づく措置状況

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

項目		種類	ブロイラー	成 鶏	あひる	七面鳥	合 計
		確認羽数	474,138	72,254	2,236	15	548,643
異常の有無の確認措置	生体の状況	廃棄	258	1,530			1,788
	体表の状況	全部廃棄	2,482	772			3,254
		一部廃棄	711	580	5		1,296
	体壁内側面の状況	全部廃棄	678	300			978
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄	741	1,180	12		1,933
		内臓全部廃棄	156	838	18		1,012
	廃棄羽数の合計	全部廃棄	3,418	2,602			6,020
一部廃棄		1,608	2,598	35		4,241	
過去の実績	平成19年度	確認羽数	817,722	88,854	6,163	2	912,741
		全部廃棄	2,425	2,673	1	0	5,099
		一部廃棄	4,679	4,385	13	0	9,077
	平成18年度	確認羽数	766,143	90,772	6,648	0	863,563
		全部廃棄	1,780	2,292	0	0	4,072
		一部廃棄	5,903	4,590	19	0	10,512
	平成17年度	確認羽数	712,272	81,104	6,471	0	799,847
		全部廃棄	2,126	2,554	1	0	4,681
		一部廃棄	6,900	4,130	56	0	11,086
	平成16年度	確認羽数	707,923	85,687	8,466	84	802,160
		全部廃棄	2,203	2,810	0	0	5,013
		一部廃棄	6,544	4,041	10	2	10,597
	平成15年度	確認羽数	593,356	83,158	4,104	84	680,702
		全部廃棄	2,086	2,800	0	0	4,886
		一部廃棄	5,705	3,944	0	2	9,651

3 精密検査実施状況

(1) 精密検査

病症名	羽数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫原虫検査	残留抗菌性検査	その他	精密検査合計	措置(羽数)			
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と 殺 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
大腸菌症	7	17	24	26		2	38									107			7	
腹水症	1						23									23			1	
リンパ腫	22					9	162									171			19	3
肝出血(血腫)	10						67									67				10
緑色肝	6						50									50				6
化膿性肝炎	4						30									30				4
肝炎	3						46									46				3
腹膜炎	2						14									14				2
肝脂肪変性	2						7									7				2
肝包膜炎	2						13									13				2
肝リンパろ胞	2						8									8				2
心外膜炎	1						8									8				1
急性鬱血脾	1	3	16	170			13									202				1
肝巣状壊死	1						11									11				1
肝膿瘍	1						10									10				1
間質性肝炎	1						8									8				1
肉芽腫性肺炎	1						8									8				1
肉芽腫性肝炎	1						3									3				1
肝変性	1						3									3				1
肝リンパ性腫瘍	1						5									5				1
肉芽腫性小腸炎	1						11									11				1
計	71	20	40	196	0	0	11	538	0	0	0	0	0	0	0	805	0	0	27	44

(2) 調査研究

調査研究名	検体数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫原虫検査	残留抗菌性検査	その他	精密検査合計	備考
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					
食鳥処理場における食中毒菌調査	9		288	472												760	
対照正常種鶏	1						15									15	
計	10	0	288	472	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	775	

4 残留有害物質モニタリング検査（結果総括）

		20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度
抗生物質	検体数	28	30	28	23	20	20
	陽性数	0	0	0	0	0	0
テトラサイクリン類	検体数	10	5	5	5	10	
	陽性数	0	0	0	0	0	
スピラマイシン	検体数	7	5	5	5		
	陽性数	0	0	0	0		
合成抗菌剤	検体数	28	30	28	23	19	20
	陽性数	0	0	0	0	0	0
フルベンダゾール	検体数	10	5	5	5	10	12
	陽性数	0	0	0	0	0	0

注釈

- 1) 検体数：検査実頭数
- 2) 抗生物質：簡易検査法による系統別分析
(テトラサイクリン系、ペニシリン系、アミノグリコシド系、マクロライド系)
- 3) 抗生物質以外：高速液体クロマトグラフィー使用による個別分析

残留有害物質モニタリング検査（内訳）

物質名		20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度
抗 生 物 質		56	59	56	46	40	40
テトラサイクリン類		30	15	15	15	30	
スピラマイシン		21	15	15	15		
合 成 抗 菌 剤	スルファメラジン	56	60	84	46	40	40
	スルファジミジン	56	60	84	69	40	40
	スルファモノメトキシ	56	60	84	46	40	40
	スルファジメトキシ	56	60	84	46	40	40
	スルファキノキサリン	56	60	84	46	40	40
	オキソリン酸	56	60	84	46	40	40
	チアンフェニコール	56	60	84	46	40	40
	オルメトプリム	56	60	84	46	40	40
	トリメトプリム	56	60	84	46	40	40
	ピリメタミン	56	60	84	46	40	40
	フラゾリドン						
	カルバドックス						
	ジフラゾン						
	ナイカルバジン	56	60	84	69	40	40
フルベンダゾール		30	9	10	10	20	24
検査件数合計		753	758	1,020	638	530	504

注釈

- 1) 数 値：検査件数
- 2) 検査部位：筋肉、腎臓（抗生物質、合成抗菌剤）
筋肉、腎臓、肝臓（抗生物質、合成抗菌剤以外）

第4章 衛 生 指 導

1. 施設等の監視指導

1) と畜場

と畜場の衛生管理については、と畜場法施行規則の一部改正に伴う衛生保持及び衛生的な取扱いの徹底を図るため、監視結果を基に衛生指導を継続して実施した。また、豚・牛の枝肉ふき取り検査をはじめとした細菌学的検査等を実施して衛生指導に活用した。

汚水処理施設については、排水の行政検査を年4回実施するとともに、毎月実施されている自主検査結果の報告を受けた。結果はともに良好であり汚水処理施設の維持管理も適切であった。

監視件数：14件、豚枝肉獣毛等付着状況調査：5回

2) 食肉処理施設

と畜場に併設されている食肉処理施設（食肉カット工場）については、食肉の衛生的な取扱い及び施設の衛生保持について、秋田県食品衛生法施行条例に基づく遵守事項の実践が徹底されるよう監視指導を実施した。また、牛枝肉の処理については、せき柱が適切に除去・保管・管理されているか併せて監視指導を実施した。

監視件数：6件

3) 食肉輸送車

と畜場及びカット工場に出入場する食肉輸送車については、食肉の取扱い及び車輛荷台内の衛生管理、温度管理、作業用履物について監視指導を実施した。

監視食肉輸送車台数：24台

4) 原皮貯蔵施設

と畜解体後、検査合格となった原皮は、当日中に化製業者に搬出されるため当所管内に該当する施設はない。

なお、化製業者については、場内の衛生保持、原皮の取扱い等について衛生指導を実施した。

5) 動物油脂等運搬車

と畜場及びカット工場から搬出される食用に供さない肉、皮、内臓、骨等は化製場等に運搬されるが、その際に発生する臭気、汚水等による危害を未然に防止するために、運搬車及び運搬容器について衛生指導を実施した。

2. 細菌汚染調査（ふき取り検査等）

と畜場の衛生指導の一環、及び指導事項の検証として枝肉等のふき取り検査を実施した。

検体名		検査件数
食肉	牛	70
	豚	160
その他		0
計		230

3. 特別監視事業

秋田県では、昭和46年度からと畜場の衛生向上運動実施要領に基づいて衛生対策強化に取り組んでおり、平成4年度から「と畜場衛生管理強化週間」、平成19年度から「と畜場衛生管理強化月間」を設定して食肉及びと畜場内外の衛生確保に努めている。

平成20年度は、9月1日から9月30日までを上記強化月間とし実施した。

と畜場衛生管理強化月間中、と畜場内及びカット工場等の付随する施設の監視指導を実施し衛生保持に努めた。改善を要する事項については口頭及び文書による指導を実施した。

また、従業員を対象にした講習会、座談会及び衛生管理担当者との衛生懇談会を開催し衛生思想の向上に努めた。

4. 衛生講習会等の実施状況

衛生意識の向上のため、と畜場及び食鳥処理場関係者を対象に次の講習会等を実施した。

講習会等名	内 容	実施回数	参加者数
食肉衛生講習会	・ ATP 拭き取り検査を活用した正しい手洗い手順と消毒の知識について	2回	36名
衛生対策懇談会等	・ 監視結果に基づく施設並びに取扱い方法の改善指導等	7回	37名
衛生座談会	・ 豚枝肉の汚染防止について	1回	32名
食鳥処理衛生講習会	・ 家禽疾病について ・ 食中毒について	1回	24名

5. 情報還元について

毎月のと畜検査データの集計結果及び全部廃棄処分となった検査結果については、関係機関及び各農家（農場ごと）に文書で通知して、検査情報を還元した。また、検査結果に関する個別の問い合わせにも随時対応した。

6. 食鳥処理施設の監視指導

食鳥検査を実施している食鳥処理場1施設については、年度当初に打ち合わせ会議を実施するとともに、年間を通じて監視・指導を行っている。認定小規模食鳥処理場36施設については、稼働期間に季節性のある施設も多いことから、主に秋季から冬季にかけて監視・指導を実施した。

**監視指導件数：食鳥処理場；15件
認定小規模；46件**

第5章 調査研究

1. と畜場における豚のサルモネラ汚染実態調査について

○金沢 亨*、根元 繁
（*現湯沢保健所）

はじめに

平成19年度から厚生労働科学研究事業「と畜場における食肉（豚肉）製造のための高度衛生管理に関する研究」班¹⁾に参加し、と畜場における豚処理上のHACCPモデルの作成のため調査を実施している。初年度は豚の盲腸便の保菌調査を中心に行ったので、その概要について報告する。なお、本研究班の参加機関は北海道から沖縄県の14の食肉衛生検査所と秋田県健康環境センターである。

材料および方法

平成19年11月～平成20年6月に北鹿食肉流通センター（秋田県鹿角市）に搬入された10農場、計138頭の豚の盲腸便を検査材料とした。盲腸便は内臓（胃・小腸・大腸）摘出直後、盲腸先端部表面をアルコール綿で拭き、ガスバーナーで焼いた後、切開して内容物を滅菌スポイトで1ml(g)吸引した。平成20年度は盲腸便のほかに、枝肉の汚染状況を調査するため、全剥皮直後（背割り直前）の処理行程において骨盤腔と胸部（胸骨切開面）の100cm²を市販の滅菌スポンジ（Whirl-Pac B01245WA:Nasco社製）で拭き取り、供試材料とした。なお、1回の拭き取りは1農場3頭とした。

（1）サルモネラの分離

1) 盲腸便は1gをラパポート・バシリアディス培地（RV）100mlに接種し42℃で22±2時間培養後、その1白金耳をクロモアガーサルモネラ平板（CHROMagar）、XLD寒天平板（OXOID）に塗布し37℃で18～24時間培養した。選択特異性の高いクロモアガーサルモネラ平板から優先的に最大5コロニーを釣菌し、XLD寒天平板は補完的に使用した。分離コロニーはTSI、LIMでサルモネラの生化学性状を確認後、サルモネラ0多価および01多価血清（デンカ生研）による凝集試験を実施した。

2) 枝肉の拭き取り材料はBPW培地100ml（栄研化学）で37℃で22±2時間培養後、この培養液0.1mlをRV10mlに接種し42℃で22±2時間培養した。その後は盲腸便と同様に選択分離培地に塗布した。

（2）分離菌株の血清型別、薬剤感受性試験

サルモネラ多価血清に凝集した菌株は秋田県健康環境センターに送付し、血清型別試験およびディスク法による薬剤感受性試験を実施した。

成 績

北鹿食肉流通センターを利用する農場は平成20年8月現在で15農場あり、このうちの10農場、計138頭の豚盲腸便を検査した結果、3農場でサルモネラ保菌豚が確認された（表1）。各農場の6ヶ月齢豚の陽性率は、平成19年11月でA農場が80%、B農場が20%、C農場が60%であった。平成20年5月ではA農場が50%、B農場は0%であった。分離株の血清型は、表1のとおりでLivingstone、Derby、AnatumおよびAgonaであった。なお、A・B農場については母豚各5頭についても実施したが分離されなかった。

今回、高い陽性率を示したA農場は、全ての豚の耳にICタグ（ICチップ内蔵）が装着され、生産

段階の投薬歴や、と畜場での検査結果の情報が管理されており、平成20年3月時点で、平成19年11月調査分の20頭中サルモネラ陽性豚9頭（Livingstone分離豚3頭、Derby分離豚5頭、両菌分離豚1頭）と陰性豚1頭の母豚10頭が生存していることが確認できた。そこで、これら母豚の直腸便を農場で採取してもらい、同様な方法でサルモネラの保菌調査を実施した結果、すべて陰性であった（表1の※部分）。

平成19年11月に分離したA、B、C農場豚由来の計28株について薬剤感受性試験を行った結果、ホスホマイシンに対してA農場のDerby3株とC農場のAgona6株が誘導耐性の傾向を示した以外は全て感受性であった（表2）。

表1 農場別豚盲腸便サルモネラ分離成績

農場名	採材日	検査豚数 (月齢)	サルモネラ 陽性頭数	血清型 (分離頭数)
A(SPF)	平成19年11月	20(6ヶ月)	16	Livingstone(6) Derby(8) Livingstone・Derby(1)
	平成19年12月	5(母豚)	0	
	※平成20年3月	10(母豚) 直腸便	0	
	平成20年5月	6(6ヶ月)	3	Derby(3)
B(SPF)	平成19年11月	20(6ヶ月)	4	Livingstone(2) Livingstone・Anatum(1) Agona(1)
	平成19年12月	5(母豚)	0	
	平成20年5月	3(6ヶ月)	0	
C(一般)	平成19年11月	10(6ヶ月)	6	Agona(6)
D(一般)	平成19年11月	10(6ヶ月)	0	
E(一般)	平成19年11月	10(6ヶ月)	0	
F(一般)	平成19年12月	10(6ヶ月)	0	
G(一般)	平成19年12月	10(6ヶ月)	0	
H(SPF)	平成19年12月	10(6ヶ月)	0	
I(一般)	平成20年5月	3(6ヶ月)	0	
	平成20年月6	3(6ヶ月)	0	
J(一般)	平成20年5月	3(6ヶ月)	0	
計		118(6ヶ月)	29	
		20(5才)	0	

表2 薬剤感受性試験成績

農場	血清型	株数	ABPC	CAZ	GET	CFPM	CFX	CTX	FOM	IPM	KM	NFLX	TC	GM
A	Livingstone	7	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
	Derby	10	S	S	S	S	S	S	S ⁽⁷⁾ S*(3)	S	S	S	S	S
B	Livingstone	3	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
	Anatum	1	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
	Agona	1	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
C	Agona	6	S	S	S	S	S	S	S*(6)	S	S	S	S	S

S: 感受性あり、S*: 誘導耐性の傾向あり(阻止円の中にコロニーが存在)、()内は株数を示す。

薬剤名(化学略号)

アンピシリン(ABPC)、セフトラジム(CAZ)、セファロチン(GET)、セフェピム(CFPM)、セフォキシチン(CFX)、セフォタキシム(CTX)、ホスホマイシン(FOM)、イムベネム(IPM)、カナマイシン(KM)、ノルフロキサシン(NFLX)、テトラサイクリン(TC)、ゲンタマイシン(GM)

枝肉の拭き取りは7農場、計30頭検査した結果、全頭の胸部、骨盤腔からサルモネラは分離されなかった（表3）。なお、4農場（A、B、I、J）については同一個体の盲腸便の保菌調査も実施した結果、A農場で6頭中3頭からDerbyが分離された（表3）。

表 3 枝肉のサルモネラ検査成績

農場名	採材日	検査頭数 (月齢)	枝肉(全剥皮直後)		盲腸便 (分離頭数)
			胸部	骨盤腔	
A	平成20年5月19日	3(6ヶ月)	0	0	陰性
	平成20年5月26日	3(6ヶ月)	0	0	Derby(3)
B	平成20年5月13日	3(6ヶ月)	0	0	ND
	平成20年5月20日	3(6ヶ月)	0	0	陰性
C	平成20年5月13日	3(6ヶ月)	0	0	ND
G	平成20年5月19日	3(6ヶ月)	0	0	ND
I	平成20年5月27日	3(6ヶ月)	0	0	陰性
	平成20年6月10日	3(6ヶ月)	0	0	陰性
J	平成20年5月27日	3(6ヶ月)	0	0	陰性
K	平成20年5月13日	3(6ヶ月)	0	0	ND
計		30	0	0	

ND:実施せず

考 察

今回の調査により各農場の盲腸便のサルモネラ保菌状況が明らかになった。農場別ではSPF3農場中A・Bの2農場、一般7農場中1農場で陽性であった。A、B農場はセンターに搬入される豚のそれぞれ約30% (計60%) を占め、A農場は平成10年、B農場は平成8年に同一敷地内に建設されたSPF農場である。このようなA、B農場間でも6ヶ月齢豚の全検査頭数に占めるサルモネラ分離率がA農場が73% (陽性頭数/検査頭数: 19/26)、B農場が17% (4/23)と差が認められたが、その原因は不明である。当初、サルモネラ保菌には母豚から子豚への感染の関与が大きいのではないかと考え、A農場のサルモネラ陽性豚の母豚の直腸便を検査したが、すべて陰性であったことから、それ以外の飼養環境などの要因が影響がしているのではないかと考えられた。今後とも調査を継続し、農場へ情報提供しながら保菌率の減少化を促していきたいと考えている。

今回分離されたAgona、Derbyは少数だが人のサルモネラ食中毒の原因菌として報告されていることから²⁾、と畜場での腸管破損防止対策はより重点的に実施する必要がある。

また、枝肉からサルモネラは分離されなかったが、引き続き保菌率の高い農場の豚を中心に調査する必要があると考えられた。

〈参考資料など〉

- 1) 厚生労働科学研究事業「と畜場における食肉(豚肉)製造のための高度衛生管理に関する研究」班、主任研究者: 品川邦汎教授(岩手大学農学部)
- 2) 病原微生物検出情報(月報)、Vol. 27 No. 8, 191-192(2006)

発 表: 平成20年10月17日 全国食肉衛生協議会北海道・東北ブロック大会(仙台市)

2. 食鳥処理場施設における比内地鶏の細菌調査について

○根元 繁、金沢 亨*
（*現湯沢保健所）

はじめに

当県では、食鳥処理場施設数は減少しているが、処理羽数は増加傾向にある。特に、比内地鶏の処理割合は総処理羽数の90%近くを占め、年間15万羽以上を処理している施設は、いずれも比内地鶏を扱い広域に流通している。また、比内地鶏は通常のブロイラーと比較して飼育期間が150日～180日と長く、かつ飼育方法も細かく規定されている。しかし、細菌保有状況等については把握されていないことから、今回H食鳥処理場で処理されている比内地鶏の細菌調査を実施した。

材料および方法

平成20年7月15日処理された中の2農場、7月22日処理された中の3農場の計5農場の比内地鶏の、盲腸便(ア)を9検体、と体胸部拭き取り（チラー冷却前・チラー冷却後）(イ)を各15検体、及び解体処理後鶏肉（ササミ・ムネ・モモ）(ウ)を15検体、検査材料とし、全国食肉衛生検査所協議会食鳥検査検討委員会の「食鳥処理場における微生物汚染実態調査要領」に従い、細菌検査を行った。

上記材料(ア)・(イ)・(ウ)については、カンピロバクター菌とサルモネラ菌を定量的に検査した。材料(イ)については、一般細菌数と大腸菌群数の検査も追加した。

成 績

(1) カンピロバクター菌

盲腸便では全検体から $10^6 \sim 10^8$ cfu/gであった。チラー冷却前と体拭き取りでは6検体から20～80cfu/25cm²、チラー冷却後では、検出されなかった。3農場の解体処理後鶏肉では15～18MPN/100gであった。

(2) サルモネラ菌

全検体で、検出されなかった。

(3) 一般細菌

チラー冷却前拭き取りでは、1～920cfu/cm²であった。チラー冷却後拭き取りでは、0.5～1cfu/cm²と減少した。

(4) 大腸菌群

チラー冷却前拭き取りでは、0.6～100cfu/cm²であった。チラー冷却後拭き取りでは、検出されなかった。

考 察

盲腸便にはカンピロバクター菌が常在していることが判った。チラー冷却後拭き取りからは検出されなかったが、解体処理後の鶏肉からカンピロバクター菌が検出されたことは、処理作業工程の衛生管理指導の必要性が感じられた。今後、引き続き細菌調査を行い、県産比内地鶏のデータベース化を進めていきたい。

発 表：平成20年9月28日 日本獣医公衆衛生学会（東北）（仙台市）

3. 食鳥検査の特例（確認規程による確認）に関する一考察

～認定小規模食鳥処理場から食鳥処理場への変更に係る食鳥検査の課題～

○齋藤吉之

はじめに

食鳥処理については、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年6月29日 法律第70号）」（以下「法」という。）により公衆衛生上の見地から事業の規制を受け、併せて食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生防止を図るため食鳥検査制度が設けられている。

これまで管内食鳥処理場は、すべて年間処理羽数が30万羽に満たない認定小規模食鳥処理場（以下「小規模処理場」という。）であったが、このうち1施設（以下「H施設」という。）が処理羽数の増加を見込み食鳥検査の特例である確認規程を廃止し、平成20年4月1日から食鳥検査を受ける必要がある食鳥処理場（以下「大規模処理場」という。）として業務を実施している。

食鳥肉等に起因する危害の発生防止は、食鳥検査員（以下「検査員」という。）による食鳥検査と食鳥処理衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）による食鳥検査の特例である確認規程による確認（以下「特例確認」という。）により食鳥の疾病又は異常の排除を行うことで確保されているが、今回既存施設の改修により食鳥検査システムが変更された事例について、全部廃棄や一部廃棄等検査後の措置状況等、食鳥検査の面から変更前と変更後の状況について、比較考察を加えたのでその概要を報告する。

材料と検証方法

H施設において、小規模処理場であった過去3年間（平成17年度から平成19年度）の確認規程による確認後の措置状況と大規模処理場になった平成20年度（11月まで）の食鳥検査の結果とを比較して検証し、特例確認と食鳥検査の実施における事業者等に対する指導上の課題を明らかにする。

結果

過去3年間の措置状況と平成20年度の食鳥検査状況は、表1及び表2のとおりである。確認羽数又は検査羽数に対する全部廃棄や一部廃棄となった割合（廃棄率）は、過去3年間では、全部廃棄が0.035～0.072%、一部廃棄が0.190～0.269%であり、平成20年度では、全部廃棄が0.170%、一部廃棄が0.732%と、いずれも大きく増加している。

表1：H施設における過去3年間の措置状況

		H17	H18	H19	
確認羽数		242,504	262,517	294,399	
異常の有無の確認措置	生体の状況	廃棄	44	73	26
	体表の状況	全部廃棄	42	117	88
		一部廃棄	255	346	482
	体壁の内側面の状況	全部廃棄	0	0	0
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄	289	154	291
		内臓全部廃棄	3	0	20
	廃棄羽数の合計	全部廃棄 (廃棄率：%)	86 (0.035)	190 (0.072)	114 (0.039)
一部廃棄 (廃棄率：%)		547 (0.226)	500 (0.190)	793 (0.269)	

表2：H施設における平成20年度食鳥検査状況

検査羽数（平成20年11月まで）		199,431	
		廃棄区分	
疾病又は異常の区分		全部廃棄	一部廃棄
細菌病	大腸菌症	220	
その他の疾病	変性	1	9
	腹水症	10	
	出血		1,302
	炎症		30
	腫瘍	27	
	外傷		118
	削瘦及び発育不良	78	
	放血不良	2	
	その他	1	1
合計 (廃棄率：%)		339 (0.170)	1,460 (0.732)

※廃棄措置となった食鳥の疾病又は異常の区分のみ記載。

考察

今回検証した施設は、新築等の新規処理場ではなく処理羽数の増加に伴い既存の小規模施設を改修して大規模処理場に変更したものである。また、当該施設における食鳥検査においては、法第15条第7項の規定に従い、検査に係わる一次的な確認作業を衛生管理者に実施させており、特に、搬入する食鳥の飼養農家の大幅な変更もない状況であったことから、処理羽数等規模の変更があっても初期段階の異常部位と病変部の摘発については、同一の衛生管理者が実施している現状から小規模処理場と大規模処理場で全部廃棄と一部廃棄の廃棄率に大きな差異は生じないものと考えていた。

しかし、結果は異なり食鳥検査の実施に伴い廃棄率の増加が確認された。

その理由としては、次のことが考えられた。

一部廃棄の場合、過去3年間では廃棄部分が生じても、担当者がそれを件数として定期報告に計上していなかった可能性があること。逆に、平成20年度からは検査員が食鳥処理作業中に施設内に常駐していることによって、衛生管理者が異常部位や病変部に関する疑問点等を直ちに検査員に確認できることから病変等の的確な把握と件数計上や報告の適正化が図られたものと考えられる。

一方、全部廃棄の場合、衛生管理者による特例確認は、「異常部位と病変部の摘発」といった部分摘発として捉えられているが、検査員による食鳥検査は、これらの摘発とともに「異常部位と病変部相互の関連性の判断と食鳥個体全体としての診断」にも重点が置かれるため、結果的に廃棄率の上昇が起こっているものと考えられる。

まとめ

今回の検証で食鳥検査が特例確認によるものから食鳥検査に移行したことによって、疾病等の排除が的確に行われることになった反面、特例確認では、定期報告への件数計上を含め十分な対応が行われていない可能性を否定できない状況であることも明らかとなった。

当所では、衛生管理者に対する衛生教育について、平成15年度から衛生管理者に対する施設の衛生指導とともに衛生講習の充実を図るべく講習カリキュラムの策定や受講意欲の向上を目指した衛生受講記録（通称：「講習会手帳」）の配布を始め実施している。とりわけ食鳥に見られる疾病等については、スライド等を使用した講習を実施してきたが、今回の結果から衛生管理者に対する更なる教育強化の必要性を強く感じた。

管内食鳥処理場は、小規模処理場が殆どであることから食鳥検査の特例確認における疾病等の知識の普及と確認作業の実務に重点を置いた技術的指導や助言がより重要であり、今後作業現場における実践的指導を積極的に取り入れるなど業務推進に努めたい。

発表：平成21年2月6日 秋田県保健環境業務研究発表会（潟上市）

発行

秋田県食肉衛生検査所

〒018-5141

秋田県鹿角市八幡平字川部内川原62-1

電話 0186-32-2995

0186-32-2940

FAX 0186-32-2940

URL <http://www.pref.akita.lg.jp/syokuniku/>

Mail hokubushokunikeiseikensajo@pref.akita.lg.jp